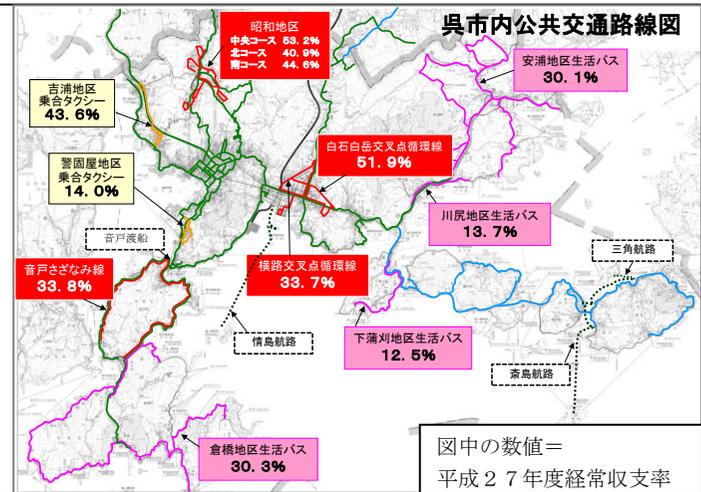


## これまでの経緯

- 平成26年11月に改正された地域公共交通活性化再生法（第5条第1項）により、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン「地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」という。）を地方自治体が主体となって策定できるようになりました。
- 現在、基本的な交通政策に係る指針として「呉市地域公共交通ビジョン(平成27～31年度)」が策定されています。しかしながら、法改正の趣旨に照らし、今後、呉市の持続可能な交通体系を検討するに当たっては、当該ビジョンよりも更に具体的な取組方針を示し、実効性のある施策を計画的に推進していく必要があります。



## 網形成計画の策定について

### 1. 網形成計画の内容

網形成計画を策定する場合の記載事項は、下表のとおりです。なお、網形成計画に盛り込まれた事業のうち、公共交通ネットワークを総合的に再編する取組については、別途「地域公共交通再編実施計画」を定めることにより、国の支援を受けることができます。

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン(=網形成計画)」を実現するための実施計画
記載事項	①持続可能な地域公共交通網の形成に資する基本方針 ②計画区域 ③計画の目標 ④③を達成するために行う事業・実施主体 ⑤計画の達成状況の評価に関する事項 ⑥計画期間 ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 【記載に努める事項】 ・都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項	①実施区域 ②事業の内容・実施主体 ③実施予定期間 ④事業実施に必要な資金の額・調達方法 ⑤事業の効果 ⑥網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項 ⑦網形成計画に立地適正化に関する施策等に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項 ⑧その他、地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

### 2. スケジュール

今後地域や運行事業者と共にさらに生活交通について協議した上で、本協議会で審議し、平成30年度末までに網形成計画を策定していく予定です。

